

岩手県企業局管理規程第10号

企業局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県企業局長 森 達也

企業局代決専決規程の一部を改正する規程

企業局代決専決規程（昭和49年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課長等共通専決事項)</p> <p>第6条 課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 行政文書の開示の決定に関すること。</p> <p>(12)～(15) [略]</p> <p>(経営総務室課長等専決事項)</p> <p>第7条 経営総務室の管理課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>文書及び物件</u>の收受、配布及び発送に関すること。</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の長専決事項)</p> <p>第9条 施設総合管理所及び県南施設管理所の長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 行政文書の開示の決定に関すること。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(課長等共通専決事項)</p> <p>第6条 課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 行政文書の開示の決定及び<u>歴史公文書の利用の決定</u>に関すること。</p> <p>(12)～(15) [略]</p> <p>(経営総務室課長等専決事項)</p> <p>第7条 経営総務室の管理課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>行政文書及び歴史公文書の管理</u>に関すること。</p> <p>(14) <u>物品</u>の收受、配布及び発送に関すること。</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の長専決事項)</p> <p>第9条 施設総合管理所及び県南施設管理所の長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 行政文書の開示の決定及び<u>歴史公文書の利用の決定</u>に関すること。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。